

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人三次市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第3項の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事とする。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、週3日以上センターの業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 非常勤役員が理事会等に出席するときは報酬を支給することができる。
- 3 常勤役員の報酬は月額とする。
- 4 常勤役員には役員賞与を支給することができる。
- 5 非常勤役員には役員賞与及び退職手当は支給しない。
- 6 前第3項及び第4項の規定について、常勤役員が事務局長を兼ねる場合は、職員として職員給与規程を適用し、この規定を適用しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員報酬は、別表1「役員報酬及び賞与」に定める範囲内として、理事会の承認を得て、決定するものとする。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、支給日は職員給与規程第3条を準用する。

- 2 常勤役員賞与については、職員給与規程第3条を準用する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 センターは役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 費用の額は、別表2「費用の額」により予算の範囲内において支給する。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人三次市シルバー人材センターの設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

別表1 役員報酬及び賞与

理事長報酬	月額15万円までの範囲内
常務理事報酬	月額20万円までの範囲内
常務理事賞与	月額報酬の3カ月分までの範囲内
非常勤役員報酬	
(1) 監事の職務を行うために勤務した日	日額3,000円
(2) 副理事長及び理事が理事会等に出席した日	日額3,000円

別表2 費用の額

(1) 非常勤役員の管内職務にかかる費用	
各非常勤役員の自宅からセンター又は開催場所までの距離に基づく次の額 (最短距離)	
5km未満	200円
5～10km	400円
10～15km	600円
15～20km	800円
20～25km	1,000円
25～30km	1,200円
30km以上	1,400円
(2) 役員 of 管外勤務にかかる費用	
旅費規定に定める金額	
(3) その他	
実費	